

頁	項目	意見
24-25 28-30	第 4 章 -2-(2)① 第 4 章 -2-(3)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>「しかし、インターネットの「信頼性」をより確固たるものとしていくためには、・・・・・・・・・・継続的に検証・整理する必要がある。」(報告書案 24 頁下から 3 行目～25 頁 7 行目)</p> <p>「(3)「信頼性」確保に関する規律の在り方について</p> <p>本委員会では・・・・・・・・・・「政策の実現に向けての留意事項」として、考えをまとめる」(28 頁 2 行目～30 頁 6 行目)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>信頼性確保に関する規律のあり方としては、「法律」による規律の制定が案のひとつとして提案されているがこれは絶対に避けるべきである。また、「サービス提供主体の経営破綻等サービス提供において著しい支障を生じた場合のセーフティネット」の内容をまずは明らかにする中で、現行の体制の問題点の有無を再度レビューし、必要な対策を再検討するべきである。</p> <p><b>【意見の理由】</b></p> <p>① サービスの安定性という意味では、報告書案にも記述があるように、現状においては、I CANNから示されるセキュリティ基準や安定的運用・維持方針等に基づいて安定的にサービスを提供していると評価されている。「セーフティネット」という根拠に基づいて仮に法律による規律の制定を求めるとした場合には、当然立法事実が必要となるが、現状の評価とは別に、法制度上担保をしておかないと著しい支障がありそれは他の手段では担保しえない喫緊の課題であることなどの検証が十分に行われていない。なお、「経営破綻」が例示されているが、法制度としては一般的な倒産法制等に対応可能と考える。</p> <p>② 報告書案では、18 頁から 20 頁にかけて、J P R S の信頼性確保の取り組みが記述されている。また、契約に基づき J P R S の安定性は J P N I C と総務省が監視する仕組みが用意され、不足の事態が発生した場合の手続きも用意されていることが報告書案に記述されている。これらの状態の中で、さらに「法律」という手段を講じないとサービスの安定性が担保できないとする理由が明らかでない。</p> <p>③ セーフティネットを担保する方法として国が関与することが前提</p>

		<p>となり、その関与の度合いを議論していると思われるが、その議論の仕方自体が不適切である。真に安定的運用をするためにはどのような人員を確保し緊急対応をどうするかなどいわばBCPとしてあらかじめ何を決めておき、緊急時に何を行うのか、JPRS以外のサービス代替者や対応人員をどう用意しておくのかなどを因数分解して議論をすることが先であり、規制ありきの議論は本末転倒である。報告書案の記述にあるとおり、法律による規律は、「民間主導によりグローバルに発展してきたインターネットのダイナミズムを阻害し、民間活力を削ぐ可能性がある」ので、絶対に避けるべきである。</p> <p>④ なお、当連盟は、「.jp」ドメインの管理・運営の信頼性・透明性向上の観点から、一定期間を区切った運営事業者の公募制度の導入、政府との契約による透明性・信頼性の向上等を本年1月7日のドメイン政策委員会で提案しているので参考にされたい。</p>
<p>32 35-38</p>	<p>第4章-4 参考</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>「4 インターネットの特性等への対応について〔第3及び第4の論点について〕</p> <p>「第1章3 最近の新たな動き」で見たように、・・・・・・・・・・</p> <p>このような規制環境に機動的に対応できるような制度設計が必要である。」(32頁10行目から35行目まで)</p> <p>〔参考〕 政策の実現に向けての留意事項</p> <p>第4章で述べたとおり、・・・・・・・・・・業務移管先の変更を行うことが可能となっている」(35頁から38頁全体)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>「.jp」ドメイン以外のgTLDのレジストリやDNSのホスティング等の事業者も含め一定の規律をすることが前提として記述され、また、深刻な事態が発生した場合の報告徴収、業務改善命令等の措置の検討が記述されているが、これらはすべて撤回すべきである。まずは、DNSの信頼性・透明性という観点から現状でどのような問題が発生しているのかあるいはしうるのか、そしてそれを解決するためには法制度改正が本当に必要なかを再検証すべきである。</p> <p><b>【意見の理由】</b></p> <p>① そもそもDNSの信頼性・透明性という観点から現状でどのような問題が発生しているかどうかの記述もされていない。規制を</p>

		<p>行う立法事実が何も書かれておらず、唐突に規制の導入が言及されておりはなはだ不適切である。今まで通常に問題なくサービスを行ってきた事業者に対して必要性・合理性のない規制の導入が正当化されるだけの根拠を欠いている。なお、規制の方法が、遵守基準を国が定める規制ではなく自主基準による規律を尊重したゆるやかな規制の枠組みにするからとって、立法事実の検証がおろそかになっていいことは全くないことを強く申し添える。</p> <p>② 新 gTLD のグローバルな枠組みにおいては、ICANNの定める厳しい技術基準によって、事業者が非常事態があった場合には、迅速に他の事業者へドメイン名の登録が再移管され、サービス展開に支障が生じないような仕組みが構築されており、政府が日本独自のルールを制定する必要がない。</p> <p>③ インターネットはグローバルなネットワークであり、日本におけるDNSホスティング事業者等だけを対象に規律してもDNSの稼動に対して実効性を全く欠いており、いわれのない負担だけ国内事業者に課されることになる。</p> <p>④ インターネットガバナンスの議論に関しては、日本政府・総務省は、国連による管理を支持する立場をとってこなかったと理解している。今回の案は、従来電気通信事業法では届出・登録等による事業者への規制という形で規律されてこなかったインターネットサービス関連分野に対しても規制を幅広く不必要に課すものであり、今までの政府のインターネットガバナンスのスタンスとも整合性が取れなくなり不適切である。日本の世界に対する信頼性を下げる可能性がある。</p>
32	第4章-5	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>「5 インターネットガバナンスの議論の場 「.jp」の利害関係者は多分野・……といった懸念があることを十分踏まえた検討が必要である」(32頁下から3行目～34頁10行目)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>インターネットガバナンスのあり方は世界で議論されているところであり、多様な意見が反映されるよう制度構築を関係者からも十分意見を聞いて検討すべきである。「マルチステイクホルダーの仕組みの主体」を担うということを元に、政府が必要以上に管理することは避けるべきである。</p>

	<p><b>【意見の理由】</b></p> <p>①報告書案にもあるとおり、上記仕組みの議論は世界中でも議論されているところでもあるので、十分時間をかけて議論すべきである。</p> <p>②意見集約の必要性はあるものの、意見聴取・反映の手続きがおざなりになればマルチステークホルダーが空文化するのでそうならないようにすべきである。</p> <p>③従来の民間事業者による主導というインターネットの世界は、イノベーション促進の観点から強く維持されるべきである。</p>
--	---

以 上